

令和8年度
ポケットおおつを活用した お買い物ポイント付与等業務

「ポケットおおつ」お買い物ポイント

参加店 募集要項

<募集期間>

令和8年7月15日～令和8年9月15日

大津市

目次

1	事業目的	2
2	事業の概要	2
3	事業者（店舗）の参加資格	2
4	お買い物ポイントの利用方法について	3
5	ポケットおおつ お買い物ポイントの利用対象とならないもの	3
6	参加店の責務	4
7	登録申請手順	5
8	換金手続き	6
9	不正利用・登録取消し	6
10	その他	7
11	問い合わせ先	7

1 事業目的

大津市公式アプリ「ポケットおおつ」を活用し、大津市内の対象店舗（食料品や日用品、生活サービス、飲食サービス等を取り扱う）で使用可能なポイントを発行することにより、物価高の影響を受けている生活者及び地域経済の支援と、デジタル行政サービスの基盤を整備することを目的とします。

2 事業の概要

- (1) 事業名称 : ポケットおおつを活用したデジタルポイント付与等業務
- (2) キャンペーン名称 : 「ポケットおおつ」 お買い物ポイントキャンペーン
- (3) ポイントの名称 : お買い物ポイント
- (4) ポイントの種類 : デジタルポイント
- (5) 申請受付期間 : 令和8年9月18日（金）頃～令和8年10月26日（月）
- (6) 利用期間 : 令和8年11月1日（日）～令和9年1月31日（日）
- (7) 発行金額：総額約1億円（予定）
- (8) 総発行件数：約5万件～20万件（予定）
- (9) 1人あたり配布額（予定）

区分	申請者数	配布額
1	50,000人以下	2,000円
2	50,001人～100,000人	1,000円
3	100,001人～200,000人	500円
4	200,001人以上	350円

3 事業者（店舗）の参加資格

本事業に参加できる事業者（店舗）は、大津市内の店舗に限り「ポケットおおつ」 お買い物ポイントを利用可能とすることが出来る事業者。本社所在地、企業規模を問いません。

※お買い物ポイントの利用は、大津市内の店舗に限ります。

※参加資格要件を満たす一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等も含む

✓ 次の事業者に掲げる事業者は参加登録の対象外です。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は性風俗関連特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っている事業者

- (2) 国および地方公共団体の施設を管理・運営する事業者
※指定管理者制度により公の施設の管理権限の委任を受けている、自主事業（指定自主事業を含む）を営んでおり、地方公共団体等から指定管理料を受けていない指定管理者に限り対象とする。（自主事業（指定自主事業を含む）を営んでいる店舗のみ対象）
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (4) “5 お買い物ポイントの利用対象とならないもの”に記載されている各号の商品やサービスのみを取り扱う事業者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- (6) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- (9) その他、本事業の目的に照らして、不適当と大津市が判断する事業者

4 お買い物ポイントの利用方法について

利用者は、以下の手順で「ポケットおおつ」お買い物ポイントに参加いただけます。

スマートフォンよりアプリ取得→マイナンバー情報登録→お買い物ポイント申請

※大津市に住民票がある方に限ります。

※年齢制限はございません。

※お買い物ポイントのみでのお支払いが可能。現金やクレジットカードとの併用も可能。

※無人レジでは対応できません。

5 ポケットおおつ お買い物ポイントの利用対象とならないもの

- (1) 公序良俗に反するもの
- ・ ギャンブル（公営競技を含む）
 - ・ 風俗関連サービス
 - ・ 違法又は反社会的取引
- (2) 換金性又は資産性が高いもの
- ・ 商品券、プリペイドカード等の金券類
 - ・ 電子マネー等へのチャージ
 - ・ 仮想通貨、有価証券等金、地金その他これに類するもの
- (3) 投機性又は高額資産の取得に係るもの
- ・ 不動産の取得

- ・ 自動車の購入
 - ・ 投資商品
 - ・ その他これに類するもの（宝くじ、パチンコ等への支払い）
- (4) 公的支払い等
- ・ 税金
 - ・ 行政手数料
 - ・ 国民健康保険料、介護保険料等
- (5) 公共料金等
- ・ 電気、ガス、水道料金
 - ・ 通信料金
- (6) 買掛金、未払金等の支払い
- ※お買い物ポイント利用期間外の商品・サービスの提供に対する支払い（前払い・後払い等）への支払いは対象外となります。
- (7) たばこ（電子たばこ含む）
- (8) スポーツジム、文化教室等の月謝
- (9) 保険診療
- (10) 大津市外における販売
- ・ 移動販売 ※大津市外での販売は対象外となります。
 - ・ タクシー ※発着地のどちらも大津市外の場合は対象外となります。
 - ・ ネット通販で購入した商品のコンビニ決済
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払
- (12) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものその他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、お買い物ポイント利用対象として大津市が適当と認めないもの

6 参加店の責務

- (1) 本募集要項、事務局が別途提供する参加店マニュアル等に基づき、「お買い物ポイント」による割引後の金銭と引き換えに商品・サービス等の提供を行うこと。その際は、利用者の端末画面において割引が完了していることを確認すること。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 利用対象外のもの（「5 「ポケットおおつ」 お買い物ポイントの利用対象とならないもの」参照）の取引を行わないこと。
- (3) 参加登録完了後にお渡しする参加店の販促ツール（ポスター等）を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 取引において、「お買い物ポイント」の利用・対応を拒否しないこと。
- (5) 決済時においては、参加店が QR コード（事務局から参加店ごとに付与するコード）を掲示すること。
- (6) 「お買い物ポイント」を用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義

務をもって必ず確認すること。

- (7) 提示されたお買い物ポイントに疑義があった場合には、提示者または利用者に対し物・サービス提供を行わないものとし、その事実を直ちに事務局に連絡すること。その他、割引券の不正利用等の疑いがあるときは、事務局に報告すること。
- (8) 従事する従業員・関係者に「お買い物ポイント」の利用方法を含め、参加店マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (9) 本キャンペーンの実施について、顧客等への周知に努めること。
- (10) 本事業終了後、「お買い物ポイント」について、事務局よりアンケートへの協力を依頼した場合には、それに応じること。

7 登録申請手順

- (1) 「ポケットおおつ」お買い物ポイントキャンペーン専用申込フォームより、登録申請画面へアクセス

登録申請 URL : https://va.apollon.nta.co.jp/pocket_otsu/

- (2) 募集要項に記載の内容を理解し、誓約事項に同意の上、登録申請フォームへ必要事項を入力し申請
- (3) 事務局にて申請内容を確認し、参加店として承認した事業者に対して販促ツールを発送

令和8年7月15日（水）から登録申請を受け付けます。

登録申請期間については、以下の通りです。

■登録申請期間：令和8年7月15日（水）から令和8年9月15日（火）まで

※上記期間を過ぎても随時申請を受け付けますが、利用期間に間に合わない場合がございます。そのため、できる限り9月15日（火）までに申請してください。

※申請内容に不備がある場合、参加開始時期が遅れることがあります。不備がある場合については事務局より確認連絡をさせていただきます。

※FAXでの申請をご希望の場合は、専用ウェブサイトより申請書をダウンロードの上、下記宛先へご送信ください。ご不明な点がございましたら、「ポケットおおつ」お買い物ポイント事務局コールセンターまでお電話ください。

※WEB申請日、FAXでの登録申請は、申請書到着日を受付日とします。

【申込先・問い合わせ先】

「ポケットおおつ」お買い物ポイント事務局

TEL : 0570-021-002 FAX : 075-746-2546 MAIL : pocket_otsu@nta.co.jp

- (4) 登録料は無料で、新たな機器設備の整備は不要です。
- (5) スターターキットのお届け

登録が完了した店舗へ、販促ツール等をまとめたスターターキットを順次お届けします。

<同封物>

- ・参加店対応マニュアル 1部
- ・QRコード貼付用用紙 1部
- ・QRコード ※QRコード貼付用用紙に貼り付けてください
- ・店舗掲出用ポスター 2部
- ・店舗掲出用チラシ 2部
- ・店舗掲出用ステッカー 2部

■ 令和8年10月26日（月）までにお届け予定

8 換金手続き

- (1) 利用者の割引利用実績は、登録後にお渡しするID・PWを用いて、管理画面から確認可能です。
- (2) 決済手数料、換金手数料等は一切発生しません。
- (3) 振込については、以下のスケジュールを目安に指定の口座へ振込を行います。

	利用期間	振込予定日
第1回	11月1日（日）～11月15日（日）	11月25日（水）
第2回	11月16日（月）～11月30日（月）	12月10日（木）
第3回	12月1日（火）～12月15日（火）	12月25日（金）
第4回	12月16日（水）～12月31日（木）	1月15日（金）
第5回	1月1日（金）～1月15日（金）	1月25日（月）
第6回	1月16日（土）～1月31日（日）	2月12日（金）

※上記の日程は予定の為、変更となる場合があります。

※最終の振込日程および換金方法の詳細は、後日送付する「参加店対応マニュアル」にて必ずご確認ください。

※振込予定日は振込を行う日のため、ご指定口座への入金日とは異なる場合がございます。

9 不正利用・登録取消し

本事業においては、お買い物ポイントの不正読取・不正受給等、一切の不正な行為は許されません。

万一、以下の(1)～(4)に該当する不正行為があった場合には、参加店からの登録取消および換金に関する債権の履行停止、不正を行った事業所名等（斡旋した者も含む）の積極的公表、法的措置等を行うことがあります。

なお、大津市から調査の協力依頼がある場合、調査に協力しなければなりません。事前予告なしに調査を行うこともあります。(売上帳、レシート、伝票、決算・申告書等の資料の提出を求めることがあります。)

- (1) 偽って対象店舗として登録すること。
- (2) 「お買い物ポイント」の不正利用(自己・架空取引、お買い物ポイントの不正読取および不正受給等)を行うこと。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (4) その他、大津市が不適当と判断した行為。

10 その他

- (1) 本募集要項に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、大津市がその対応を決定します。
- (2) 参加店の情報(店舗名称、所在地、電話番号等)は、専用ウェブサイト等で広報を行います。
- (3) 予算の状況により、本事業の早期終了、延期等の可能性があることを、予めご了承の上ご登録ください。
- (4) 登録申請の際に取得した店舗情報・個人情報等については、下記以外の目的では利用いたしません。
 - ① 本事業に関すること
 - ② 今後、大津市が同種の事業(消費喚起等)を検討または実施する場合の情報提供やアンケート調査
本事業において 大津市及び 事務局が必要と認める場合は調査を行います。

11 問い合わせ先

「ポケットおおつ」お買い物ポイント事務局コールセンター

TEL : 0570-021-002

FAX : 075-746-2546

MAIL : pocket_otsu@nta.co.jp

受付期間：令和8年7月15日(水)～令和9年2月26日(金)

受付時間：午前9時00分から午後5時00分(土日祝日は休み)

※但し、10月1日(木)～1月31日(日)の期間は無休

※11/1(日)～11/15(日)は19:00まで延長いたします

※年末年始の休みは12月30日(水)～1月4日(月)です

募集要項と下記の宣誓事項の内容について遵守することを誓約し、登録申請フォームより申請下さい。

～ポケットおおつを活用した お買い物ポイント付与等業務 誓約事項～

- (1) 参加店募集要項に記載されている内容に同意し、遵守するとともに事務局から配布された参加店対応マニュアルに記載されている方法でお客様に対し、お買い物ポイント利用（割引処理）を行います。
- (2) 商品の販売、またはサービスの提供なく、「お買い物ポイント」の換金を行いません。また、「お買い物ポイント」を利用できない商品・サービスに対しての割引対応を行いません。
- (3) 「お買い物ポイント」の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- (4) 「お買い物ポイント」の取扱いに関して、大津市および事務局から改善要請等があった場合には、それに従います。なお、店舗側において不正な利用が認められる場合や大津市および事務局の指摘に適切に対応しない場合、参加店登録申請書の申請内容に虚偽や本誓約書の誓約内容に違反があった場合には、「お買い物ポイント」の参加店登録を取り消されるとともに既振込額の返還および事業者名の公表を行うことに同意します。
- (5) 「ポケットおおつ」お買い物ポイント事務局が行う訪問調査に協力します。
- (6) 「お買い物ポイント」の利用期間中は参加店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- (7) 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種の公表(専用ウェブサイト等に掲載)について同意します。
- (8) 「お買い物ポイント」の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者ではありません。
- (10) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (11) (10)②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。
- (12) 今後、大津市が同種の事業（消費喚起等）を検討または実施する場合の情報提供やアンケート調査において、登録申請の際に取得した店舗情報・個人情報等について利用することがあります。